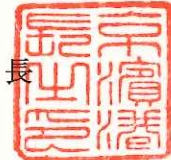


港長公示第 1-106 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和元年 11 月 19 日

京 浜 港 長



京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域における航泊の禁止
について

京浜港東京区第 4 区中央防波堤外側埋立地周辺海域において、新海面処分場建設工事が行われるため、下記により船舶（当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和元年 12 月 1 日から令和 3 年 2 月 26 日までの間

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及び C ブロックの護岸線により囲まれた海面

イ地点	北緯 35 度 35 分 24.4 秒	東経 139 度 49 分 53.3 秒
ロ地点	北緯 35 度 35 分 29.8 秒	東経 139 度 50 分 2.9 秒
ハ地点	北緯 35 度 35 分 1.0 秒	東経 139 度 50 分 21.7 秒
ニ地点	北緯 35 度 34 分 41.6 秒	東経 139 度 49 分 45.9 秒
ホ地点	北緯 35 度 35 分 4.6 秒	東経 139 度 49 分 27.2 秒

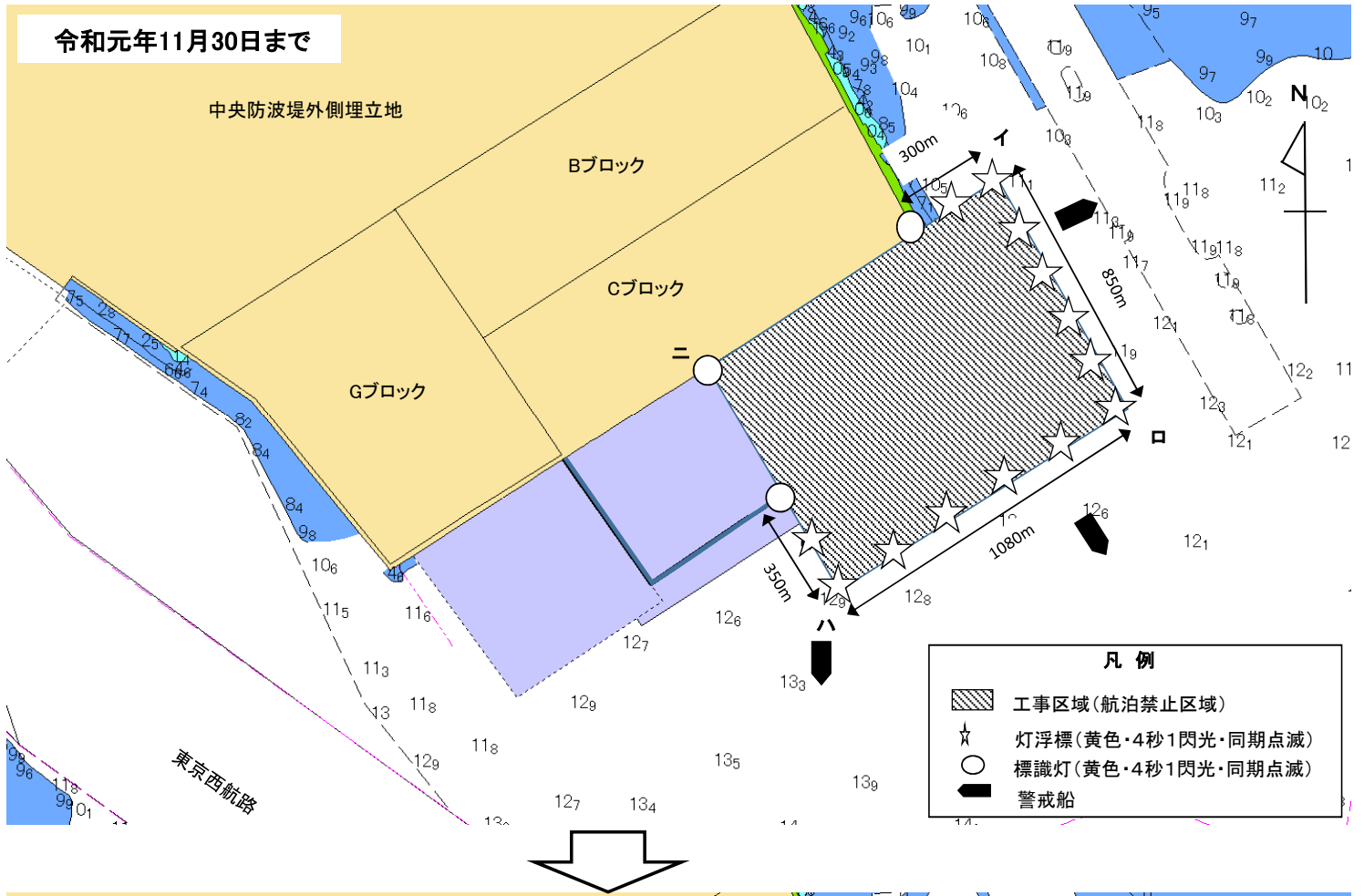
3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色灯付黄色塗標識灯 3 基（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）及び黄色灯付黄色塗灯浮標 13 基（黄光 4 秒 1 閃光、同期点滅）が設置される。

4 その他

前記 1 の間、前記 2 の区域周辺海域に警戒船が 3 隻配備される。

令和元年11月30日まで



令和元年12月1日から

